第３回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和８年９月１８日（金）【午後２時００分開会】

１．開催日時　令和８年９月１８日（金）午後２時００分から午後３時３５分

２．開催場所　壬生町役場　１０１会議室

３．出席委員　１０人

会長　１０番　大橋　好一

会長職務代理者　４番　葭葉　孝男

１番　森田　栄　２番　髙橋　宏治　３番　落合　章男　５番　荒川　俊彦

６番　佐藤　達　７番　塩沢　紀美子　８番　早乙女　春香　９番　鯉沼　玲子

４．参集推進委員

大橋　和枝推進委員　髙山　ゆき子推進委員　手塚　久推進委員

鈴木　庄治推進委員

５．議事日程

開　会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の件について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請の件について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画の件について

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出の件について

報告第２号　農地法第４条の規定による届出の件について

報告第３号　農地法第５条の規定による届出の件について

報告第４号　地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について

報告第５号　新規就農の件について

閉　会

６．農業委員会事務局職員

事務局長　岡　洋子　　主幹兼農地調整係長 今野　大地

主査　田口　梨沙　　主査　山川　慶一

７．会議の概要

令和８年９月１８日（金）【午後２時００分開会】

●局長　定刻になりましたので、第３回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は１０名です。

また、大橋和枝推進委員、髙山ゆき子推進委員、手塚　久推進委員、鈴木庄治推進委員にも出席をいただいております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長　改めまして皆さんこんにちは。このところ、毎日雨が続いており、今後台風が来るようでありますが、今、稲刈りの最中だと思います。雨の間をぬっての稲刈りというのも、作業が遅れ、非常につらい部分があります。新聞に載っていましたが、全農の出した概算金が栃木県は１５，５００円で、下野農業協同組合はまだ金額が出ておりません。また一般の商店で聞きますと、１２，０００円から１３，０００円くらいだとのことで、昨年の金額の半額以下、かなり低くなっております。しかし、栽培したからには収穫し出荷しなければ手元にお金は入ってきませんので、怪我の無いように作業を行っていただければと思います。

また、皆様のおかげで、農地パトロールが全て終了いたしました。今回は改選で、初めての方もいらっしゃったかと思いますが、耕作放棄地というのはなかなか解消されない。また、それに匹敵するほど、その予備軍の農地が多くあったことかと思います。パトロールの中で確認した農地を頭に入れて、巷（ちまた）で行き会った際には、草刈をしていただきたいとか、せめて道路の縁くらいは刈っていただきたいとか話をしていただければ、少しでも農地が良くなるのかと思います。

７月に委員に就任されて、約２か月が経ちましたが、担当地区で、調査や質問を受けることがあるかと思います。皆様それぞれ仕事を持っているかと思いますが、農業委員会活動については、いろいろやりくりをしていただいて、出来るだけを準備して、活動にご協力いただきたいと思います。これからの３年間を皆様と共に、壬生町の農業、農地について共に考えていければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いしますと申し上げ、総会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●局長　ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第５条の規定により、会長にお願いいたします。

○議長　それでは、壬生町農業委員会総会規則第１９条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長　それでは、３番　落合　章男委員、４番　葭葉　孝男委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の　今野主幹を指名いたします。

○議長　議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局　議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第１項

譲渡人　＿＿＿＿＿　（台宿）　自作地　８７㌃

譲受人　＿＿＿＿＿　（下坪）　自作地　３８３㌃

（土地の表示）

壬生町大字七ツ石字＿＿＿＿＿＿＿　畑　５６４㎡

壬生町大字七ツ石字＿＿＿＿＿＿＿　畑　３７０㎡

合計　９３４㎡

売買による所有権移転　＿＿＿＿＿円/１０ａ　稼働２人

第２項

譲渡人　＿＿＿＿＿　（千葉県）　自作地　１２㌃　貸付地　６㌃

譲受人　＿＿＿＿＿＿　（国谷中央）　借受地　６㌃

（土地の表示）

壬生町大字国谷字＿＿＿＿＿＿＿　田　３４５㎡

壬生町大字国谷字＿＿＿＿＿＿＿　田　９５１㎡

合計　１２９６㎡

贈与による所有権移転　稼働１人

第３項

譲渡人　＿＿＿＿＿＿　（埼玉県）　自作地　１２４㌃

譲受人 ＿＿＿＿＿＿　（下坪）　自作地　　7ｱｰﾙ

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　　２７８０㎡

贈与による所有権移転　稼働１人

なお、第１項から第３項案件につきましては、農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、同第４号の農作業常時従事要件について、申請書及び添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長　それでは、第１項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　３番　落合　章男　委員

● ３番　落合　章男　委員（１項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の件について」第１項について説明いたします。

去る９月１２日に私と佐藤　達農業委員、髙山ゆき子推進委員と譲受人の＿＿＿＿＿氏立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い１番から７番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第３条第２項第６号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長　ありがとうございました。それでは、第１項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第１項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第１号第１項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　　続いて、第２項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

● ７番　塩沢　紀美子　委員（２項の現地調査の結果並びに補足説明）
議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の件について」第２項について説明いたします。
去る９月１８日に私と荒川俊彦農業委員、大栗京子推進委員と譲受人の＿＿＿＿氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い１番から７番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第３条第２項第６号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長　　ありがとうございました。それでは、第２項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　　葭葉　孝男　委員
譲渡人と譲受人は親子なのですか。

●７番　　塩沢　紀美子　委員
譲渡人は譲受人の＿＿の方です。譲受人の＿＿の＿＿の方です。相続でこの農地を受け取っていますが、千葉県に住んでいるということで、高齢なので、ということでした。

●４番　　葭葉　孝男　委員
わかりました。

○議長　　その他、何かございますか。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第２項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第１号第２項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　　続いて、第３項案件を議題といたします。

この案件につきましては、９月１０日木曜日に、新規農家等営農計画指導会を行い、指導会の後、現地を確認してまいりましたので、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●事務局説明[今野大地農地調整係長]

第３項案件については、新規就農者が譲受人として、農地法第３条の許可申請がありましたことから、９月１０日に新規農家等営農計画指導会を開催し、＿＿＿＿氏から、新規就農した経緯や今後の営農計画等を説明いただき、農政特別委員会の農業委員の皆様と現地確認を行ってまいりました。

ここで、日程が前後してしまいますが、関連がございますので、日程第１０　報告第５号『新規就農の件について』の１番について、説明をさせていただきたいと思います。

総会資料の２１ページをお開きください。

１番＿＿＿＿氏について、現在＿＿＿に居住の＿＿歳の方です。

約２０年前に＿＿＿＿にて養鶏を営み、その際に、近隣農家の手伝い等でトラクター、ハウス設営、管理等の経験がございます。また、＿＿＿＿にて約２年間の栽培の経験もございます。

今年２月に自宅隣接の農地を取得し、数種類の野菜を栽培しております。

自宅前で行う予定の養鶏と循環させて、低コストの農業を実践したいとのことです。また、申請地の前所有者の親類が近隣に居住しているため、その方に教わりながら、土地に合う野菜を作っていきたいとのことです。

農業従事は本人１人で、当初の作付けはネギ、ニンニクを予定しております。

新規農家等営農計画指導会においては、計画通り営農できるものとして、農地の権利取得等も問題ないと判断しております。

指導会の後に引き続き、大橋好一会長、早乙女春香農業委員、落合章男農業委員、佐藤　達農業委員、塩沢紀美子農業委員、田口梨沙主査と私で、譲受人の＿＿＿＿＿氏立会いのもと、周辺地域との関係について現地確認を行いました。チェックシートに従い、１番から７番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第３条第２項第６号の地域との調和要件も満たしておりました。

説明は以上になります。

○議長　　ありがとうございました。それでは、第３項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　　１番　森田　栄　委員

●１番　　森田　栄　委員

＿＿＿さんが、＿＿＿の農地を取得し、農業を行っていくということですが、今回、この＿＿＿の農地を取得する理由は何かあるのですか。親戚が近くにいると資料に書いてありますが、その他に何か理由があるのでしょうか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

もともとは県外に住んでいた方なのですが、農地に隣接する家を購入して、今年の２月に家に隣接する７００㎡ほどの農地を取得しました。以前から養鶏や農業の経験があるということで、その農地で耕作していただいて、その実績から、今後農業をやっていけるということを示していただき、今回の農地を更に取得して、農業を拡大したいということで、今回の申請になりました。

●１番　　森田　栄　委員

＿＿＿＿のこの農地が特別気に入ってということなのですか。

●事務局（田口　梨沙　主査）

もともと養鶏を行うにあたって、家を込みで広い農地を不動産会社を通して探していたところ、この物件に行き着いたということです。

○議長　　要は空き家だったのですよね。住人がいなくて。ネットで物件をさがしていたところ、家付きで、広い農地も一緒に取得できるという自身の要望どおりの物件が見つかったということのようです。

○議長　　２番　髙橋　宏治　委員

●２番　　髙橋　宏治　委員

２月の農地取得はどのような内容だったのでしょうか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

自家消費目的の農地取得です。

●２番　　髙橋　宏治　委員

３条は通ったのでしたかね。

●事務局（今野大地農地調整係長）

はい。３条で許可がとおりました。

○議長　空き家とともに農地付きで購入したということですよね。そのために、その農地を３条で許可を得て取得したという。その際に取得した農地である程度農業の実績が出来たということで、今回の申請に至ったということですよね。

また、養鶏を行うところは、非農地証明願を提出することになっています。出来れば、今回の３条の申請と同時に非農地証明願も提出したいただきたいのですが、まだ手続き中ということで、速やかに非農地証明願の手続きもしていただきたいと話はいたしました。

○議長　その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第３項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第１号第３項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局　議案書の朗読と説明〔今野農地調整係長〕

それでは、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第１項

貸　人　＿＿＿＿＿　（北小林）

借　人　＿＿＿＿＿　（真岡市）

（土地の表示）

壬生町大字北小林字＿＿＿＿＿＿＿　畑　２７１㎡

一般住宅　５０年間の使用貸借権の設定

第２項

譲渡人　＿＿＿＿＿　（安塚二）

譲受人　株式会社＿＿＿＿＿＿＿

代表取締役　＿＿＿＿＿　（大阪府）

（土地の表示）

壬生町大字安塚字＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　１６１㎡

壬生町大字安塚字＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　８６６㎡

合計　１０２７㎡

太陽光発電設備敷地　売買による所有権移転

第３項

譲渡人　＿＿＿＿＿＿　（あけぼの）

譲受人　株式会社＿＿＿＿＿＿＿

代表取締役　＿＿＿＿＿＿　（大阪府）

（土地の表示）

壬生町大字国谷字＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　１３０９㎡

太陽光発電設備敷地　売買による所有権移転

第４項

譲渡人　＿＿＿＿＿＿　（あけぼの）

譲受人　株式会社＿＿＿＿＿＿＿

代表取締役　＿＿＿＿＿＿　（大阪府）

（土地の表示）

壬生町大字国谷字＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　１０７４㎡

太陽光発電設備敷地　売買による所有権移転

第５項

譲渡人　＿＿＿＿＿＿　（上表町）

譲受人　　株式会社＿＿＿＿＿＿＿＿
代表取締役　＿＿＿＿＿＿＿＿　（大阪府）

（土地の表示）
壬生町大字壬生乙字＿＿＿＿＿＿＿＿　田　　９７１㎡

太陽光発電設備敷地　売買による所有権移転

第６項
賃貸人　　＿＿＿＿＿＿＿＿　（台坪）

賃借人　　＿＿＿＿＿＿＿＿株式会社
代表取締役　＿＿＿＿＿＿＿＿　（鹿沼市）
（土地の表示）
壬生町大字藤井字＿＿＿＿＿＿＿＿　田　　２２４㎡
壬生町大字藤井字＿＿＿＿＿＿＿＿　田　　８０２㎡
壬生町大字藤井字＿＿＿＿＿＿＿＿　田　　７０２㎡
壬生町大字藤井字＿＿＿＿＿＿＿＿　田　　９１１㎡
合計　　２６３９㎡

園芸用土採取　１年間の賃借権設定

第７項
譲渡人　　＿＿＿＿＿＿＿＿　（車塚）

譲受人　　株式会社＿＿＿＿＿＿＿＿
代表取締役　＿＿＿＿＿＿＿＿　（東京都）
（土地の表示）
壬生町大字壬生甲字＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　　１４３９㎡

太陽光発電設備敷地　売買による所有権移転

○議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る９月１５日の調査委員会において調査済みですので、第１項案件について、調査委員長の４番　葭葉　孝男　委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●４番　　葭葉　孝男　委員（１項案件について報告）

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請の件について、現地調査委

員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、９月１５日火曜日に私と鯉沼玲子農業委員、佐藤　達農業委員、戸崎裕司推進委員、篠原靖正推進委員、岡　洋子局長、今野大地主幹の７名で調査いたしました。

第１項案件についてご報告します。

申請地は、＿＿＿＿＿＿から南西へ約５００ｍに位置しており、第２種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は借家で現在生活をしておりますが、子どもが生まれ、現在の借家では手狭で不便をきたしていること、実家の後継者であり子育ての支援を両親から受けたいとの思いから、自己用住宅の建築を計画いたしました。土地の選定については、自己所有地はなく、＿＿が所有する土地が本家に隣接しており、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を選定いたしました。

事業資金＿＿＿＿＿万円は、金融機関からの融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第２種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第１項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第１項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　続いて、第２項案件を議題といたします。

第２項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　　葭葉　孝男　委員（２項案件について報告）

次に第２項案件についてご報告いたします。

申請地は＿＿＿＿＿＿から北東へ約４００ｍに位置しており、第３種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル１５０枚、パワーコンディショナー１０台を設置し、総発電出力は８２．５０kw、想定売電単価は＿＿＿円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約＿＿＿＿＿万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第３種農地であり、代替性の検討も行われていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　　２番　髙橋　宏治　委員

●２番　　髙橋　宏治　委員

説明いただいた中に、『代替性の検討』とありましたが、その『代替性の検討』とは、どのように検討するということなのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

農地と農地以外の土地を含めて、数筆の土地を並べていただき、その土地では適さないという理由を示していただいて、それを資料として提出していただくものです。

●２番　　髙橋　宏治　委員

あまり代替性の検討にはならないように思いますが。わかりました。

○議長　　その人でなくても、その人の親の農地や、農地以外の土地を全て出してもらって、消去法で申請地を出してもらうということで。

●２番　　髙橋　宏治　委員

確かに、自分の所有地等でしたら話は分かるのですが、今回の場合、全くの第三者が太陽光発電を行おうとして、この農地に目を付けて売ってほしいという話ですから、代替性という意味合いから少し気になったものですから。でもわかりました。

○議長　第１種農地であれば農地転用は出来ないとか、そのようなことを検討したということですから。よろしいですか。

●２番　髙橋　宏治　委員
承知しました。

○議長　その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第２項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第２項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　続いて、第３項案件を議題といたします。
第３項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　葭葉　孝男　委員（３項案件について報告）
次に第３項案件についてご報告いたします。
申請地は＿＿＿＿＿＿＿＿から西へ約８１０ｍに位置しており、第２種農地に該当します。
事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル１６６枚、パワーコンディショナー９台を設置し、総発電出力は９８．７７kw、想定売電単価は＿＿＿円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も

軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約＿＿＿＿＿万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第２種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第３項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第３項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　続いて、第４項案件を議題といたします。

第４項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　葭葉　孝男　委員（４項案件について報告）

次に第４項案件についてご報告いたします。

申請地は＿＿＿＿＿＿＿＿から西へ約８１０ｍに位置しており、第２種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画はパネル１６６枚、パワーコンディショナー９台を設置し、総発電出力は９８．７７kw、想定売電単価は＿＿＿円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約＿＿＿＿＿万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第２種農地であり、代替性の検討も行われていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第４項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第４項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　続いて、第５項案件を議題といたします。

第５項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　葭葉　孝男　委員（５項案件について報告）

次に第５項案件についてご報告いたします。

申請地は＿＿＿＿＿＿から北へ約１１００ｍに位置しており、第２種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画はパネル１４２枚、パワーコンディショナー９台を設置し、総発電出力は８４．４９kw、想定売電単価は＿＿＿＿円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約＿＿＿＿＿万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第２種農地であり、代替性の検討も行われていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第５項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第２号第５項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　続いて、第６項案件を議題といたします。
第６項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　　葭葉　孝男　委員（６項案件について報告）

次に第６項案件についてご報告いたします。

申請地は＿＿＿＿＿から北西へ約６５０ｍに位置しており、第１種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を南側は１ｍ、西側、東側は２ｍ、北側は３ｍを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは４．７ｍを予定しております。埋戻用土は＿＿市の有限会社＿＿＿＿＿で土砂（３種）を予定しており、採取した園芸用土も＿＿市の有限会社＿＿＿＿＿で販売予定です。

事業資金＿＿＿＿万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第１種農地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第６項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第６項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　続いて、第７項案件を議題といたします。
第７項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　葭葉　孝男　委員（７項案件について報告）

次に第７項案件についてご報告いたします。

申請地は＿＿＿＿＿から南へ約４６０ｍに位置しており、第２種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル１７６枚、パワーコンディショナー１０台を設置し、総発電出力は１０４．７２kw、想定売電単価は＿＿円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約＿＿＿＿＿万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第２種農地であり、代替性の検討も行われていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第７項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第２号第７項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局　議案書の朗読と説明（今野大地農地調整係長）

それでは、議案第３号「農地法第５条の許可後の事業計画変更申請の件について」、ご説明します。

第１項

賃貸人　＿＿＿＿＿　（栄町）

賃借人　株式会社＿＿＿＿＿

代表取締役社長　＿＿＿＿＿　（大阪府）

（土地の表示）

壬生町大字中泉字＿＿＿＿＿	畑	１９７０㎡のうち０．１７㎡
壬生町大字中泉字＿＿＿＿＿	畑	１４１４㎡のうち０．１７㎡
	合計	３３８４㎡のうち０．３４㎡

第２項

賃貸人　＿＿＿＿＿　（中泉）

賃借人　株式会社＿＿＿＿＿

代表取締役社長　＿＿＿＿＿　（大阪府）

（土地の表示）

壬生町大字上田字＿＿＿＿＿	畑	１５４７㎡のうち

		０．１１㎡
壬生町大字上田字＿＿＿＿＿＿	畑	２９３２㎡のうち
		０．２０㎡
	合計	４４７９㎡のうち
		０．３１㎡

第３項

賃貸人　＿＿＿＿＿＿　（安塚一）

賃借人　株式会社＿＿＿＿＿

代表取締役社長　＿＿＿＿＿　（大阪府）

（土地の表示）

壬生町大字安塚字＿＿＿＿＿＿	田	５１１４㎡のうち
		０．３１㎡

以上、３項とも、営農型太陽光発電設備敷地を目的とした賃借権の設定で、内容は工法及びそれに伴う転用面積の変更となります。

○議長　ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る９月１５日の調査委員会において調査済みですので、第１項案件について、調査委員長の　４番　葭葉　孝男　委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●４番　葭葉　孝男　委員（１項案件について報告）

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第５条の現地調査と同じ９月１５日火曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

ここで、第１項から第３項までは、賃借人が株式会社＿＿＿＿＿となる営農型太陽光発電設備設置に伴う転用で、変更内容は工法及び転用面積の変更となります。そのため、第２項、第３項につきましては、概要のみの説明にさせていただきます。

本案件については、転用目的は営農型太陽光発電設備設置で許可を受けていたものの、工法及び転用面積の変更をするものです。工法及び転用面積の変更の理由については、当初パネルを設置する際、杭周辺の地盤を掘削し、砂を充（じゅう）

填(てん)することで地盤の強度を高めた上で杭を打ち込む工法を計画しておりましたが、第三者機関が事前に検証を行ったものと同様の施工条件・施工方法を、地盤や土中の条件によっては、現地において必ずしも再現できない事案が発生し、施行上の再現性を十分に担保することが困難であることが判明したため、従来の杭を直接地盤へ打ち込む施工方法へ変更するものです。これに伴い、砂を充填する面積が不要となることから、転用面積が１４．１５㎡から０．３４㎡へ変更になります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　２番　髙橋　宏治　委員

●２番　髙橋　宏治　委員

この件については＿＿＿＿から説明があったのですか。それとも＿＿＿＿＿＿から説明があったのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

＿＿＿＿＿＿の親会社の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿からの説明がありました。

当初今年６月に許可申請が出た際に、＿＿＿＿から山砂を用いた工法について説明いただいていて、申請は代理で＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿から提出されています。

●２番　髙橋　宏治　委員

この資料を見ると、従来工法に戻すということが記載されていますが、そもそもこの砂置換工法が必要だったからこの工法を行うことにしたのではないですか。

○議長　そのことについては、私と葭葉職代と事務局とで説明を受けましたので、事務局から説明をお願いします。

●事務局（今野大地農地調整係長）

従来の工法でも国で定められている基準を満たす安全な工法であったのですが、杭の周りに山砂を充填して固めることによって、全ての圃場で同じような強度で施工できることから、その工法に切り替えるということで、第三者機関に実証実験を依頼して、大丈夫だというデータが揃ったということで、６月にその工法での農地転用申請をして、許可が出たところだったのですが、第三者機関の実証実験というのが、必ずしも土の固さや強度の違いに関係なく全ての圃場で施工できるとは限らないということがわかったということで、そのような中で、この工法で進められないということになり、従来の工法でも安全性は問題なくあるということから、従来の工法に戻して施工したいということで今回事業計画変更申請が出てきている状況です。

●２番　髙橋　宏治　委員

＿＿＿＿＿は安全だということで工法を変えたのに、今回このようなことになって、我々は時間をとられて、振り回されている。このような状況になるのであれば、最初から従来の工法で実施すればよかったのかと思うのですが。

○議長　６月の申請が出て、私達も現地調査を行ったり、総会で審議したり、その上で許可を出している訳です。その中で、わずか３か月の間に今回の変更というのは何事か、ということで、きちんと説明いただかなければ、今回の申請は保留だと伝えてあり、そのため今日の総会の前に、急遽工法の変更について説明に来ていただいた訳です。

要は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の勇み足のようで、実証実験で大丈夫ということで、実施することにしましたが、実際考えてみると地域によって土質が違うため、山砂を用いる工法から従来の方法に変えることになったそうです。工法を急遽変更することになってしまい、申し訳ないとのことでお詫びいただきました。

今回の工法変更とは違うのですが、営農型太陽光発電設備の下部の農地に耕作に来る方が、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ということで、営農のやり方が＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。営農型の下で農業を行っている農地が、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿なので、今後何十年もこの地で農業を行っていくのに、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿であろうと、今後よく見ていくからと、耕作に来ている方には最初に話はしたのですが。雑草もかなり伸びてきてからでないと草刈りをしないとか、＿＿＿＿＿内の農地もあって、＿＿の排水路になっている土手も、耕作している人がその法面の草を刈ることも、地域のルールになっているから、それもきちんと行ってほしいと話をしたのですが、その部分を残して帰ってしまったり、どこまで話が通じているのかわからないのですが。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿も＿＿＿＿＿＿＿＿も＿＿は同じでしょう

から、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿から、＿＿＿＿＿＿＿＿にもよく伝えてほしいと、来年、現地調査の際に確認に行きますからねと、話をしました。来年の計画を今作っていますとのことですが、＿＿県と栃木県で＿＿＿＿箇所営農型太陽光を作るということですから、今から計画を立てても、また来年増えた時にどうするんだと。せめて１か月、２か月には１度は、隣接地の方から、草が伸びてどうするんだと思われる前に草刈りをする等、地元の農家の方の参考になるような営農を行ってほしいと話しましたから、今後皆さんで、農地の管理の状況を注意深く見ていただきたいのです。また、このような機会があった時に、業者に話をしていく。本来は、上で営農型太陽光発電を事業者が行っても、下の農地は地元の農業者等が耕作を行うか、作業を委託して、地元の農業者に協力いただく形であればわかりやすいのですが、遠くから耕作に通うということであれば、耕作時間が少なくなり、耕作者の疲労も大きくなるということもよく考えていただきたいとも話しましたから。こちらの思うことを相手によく伝え、相手によく理解していただいて耕作していただくことが必要かと思います。

○議長　　その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第３号第１項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第３号第１項について、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　続いて、第２項案件を議題といたします。

第２項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　　葭葉　孝男　委員（２項案件について報告）

次に第２項案件について、ご報告いたします。

本案件については、第１項と同様になります。

砂を充填する面積が不要となることから、転用面積が１２．９７㎡から０．３１㎡へ変更となります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　私からよろしいですか。第１項と第２項を比べると、第２項の方が農地の面積が広いのに、転用する面積が少ないのはどうしてですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

第２項の方が支柱の数が少ないためです。

○議長　支柱の数が多い方がパネルの数も多いのではないですか。

農地の形が悪いのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

第１項の方が農地の面積は狭いのですが、パネルの数が１７３枚で、第２項の方は、面積が広いのですが、農地の形の関係でパネルの数が１６２枚と少なくなっております。そのため、転用面積が第２項の方が多くなっています。

○議長　この第１項の農地に段差があって、パネルが置けない箇所があるとか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

第１項の方は長方形のいい形をしていて、第２項の方は形が矢印のような形をしていて、パネルを置けない箇所もあり、パネルの数が少なくなっているためです。

○議長　その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第３号第２項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第３号第２項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　続いて、第３項案件を議題といたします。

第３項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　　４番　葭葉　孝男　委員

●４番　　葭葉　孝男　委員（３項案件について報告）

次に第３項案件について、ご報告いたします。

本案件についても、第１項と同様となります。

砂を充填する面積が不要となることから、転用面積が１２．７７㎡から０．３１㎡へ変更となります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第３号第３項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第３号第３項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利

用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局　　記載のとおり説明〔今野農地調整係長〕

それでは議案第４号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第３項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書８ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が３件、面積合計が１１，９７４㎡となっております。

続いて、議案書９ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が１件、面積合計が３，３６８㎡となっております。

続いて、議案書１０ページから１１ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が８件、面積合計１８，８０８㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長　　ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第４号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第４号「農用地利用集積等促進計画の件について」のうち、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長　　次に報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出の件について」、事務局

長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　　記載のとおり報告

報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出の件について」は、議案書の１２ページから１３ページのとおり３件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長　　ただいまの報告第１号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　　発言が無いようですので、以上で報告第１号を終わります。

○議長　　次に報告第２号「農地法第４条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　　記載のとおり報告

報告第２号「農地法第４条の規定による届出の件について」は、議案書の１４ページのとおり２件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長　　ただいまの報告第２号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　　発言が無いようですので、以上で報告第２号は終わります。

○議長　　次に報告第３号「農地法第５条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　　記載のとおり報告

報告第３号「農地法第５条の規定による届出の件について」は、議案書の１５ページのとおり１件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長　　ただいまの報告第３号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　　発言が無いようですので、以上で報告第３号は終わります。

○議長　　次に、報告第４号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　　記載のとおり説明

報告第４号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、議案書の１７ページのとおり４件がございました。

農業経営基盤強化促進法第１９条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進法（地域計画）』を変更することについて、同法同条第６号の規定に基づき農業委員会に意見聴取ということで事前調整を求められたものです。

転用目的は、１件が住宅敷地のための除外、２件が太陽光発電設備のための除外、１件が駐車場のための除外となっており、１８ページから２０ページに該当農地を示す目標地図が添付されております。

今回の地域計画から除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられることから、事務局長専決で、原案のとおり「意見なし」とし、町に意見を送付しました。

○議長　　ただいまの報告第４号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　　発言が無いようですので、以上で報告第４号は終わります。

○議長　　次に、報告第５号「新規就農の件について」、事務局より報告事項の朗読、指導会での審議状況について説明をお願いします。

●事務局　議案書の朗読と説明（今野大地農地調整係長）

報告第５号「新規就農の件について」、９月１０日に開催しました新規農家等営農計画指導会についてご説明いたします。

１番の＿＿＿＿氏については、先ほど議案第１号第３項で説明いたしましたので、２番についてご説明いたします。

２番　＿＿＿＿＿氏ですが、＿＿＿＿＿＿市在住ですが、＿＿＿＿市にアパートを借りて、１年程前から借りている農地に週２～３回は必ず通い、ナス・キュウリ・ピーマン等多品目の野菜を、農薬不使用にて露地栽培をしております。

栽培技術は実務を通して習得しております。

継続的な経営に発展させ、今後も農薬不使用にこだわり、地域の直売所や道の駅を中心に販路を広げ、地域で長く続く農業経営を築いていきたいとのことです。

農業従事者は本人及び＿＿＿＿の予定で、当初の作付けは、夏季はナス・キュウリ・ピーマン等、冬季は大根、ニンジン、じゃがいも等を予定しております。

農地については、農地バンクを通しての貸借を予定しております。

新規農家等営農計画指導会においては、計画通り営農できるものとして、農地の権利取得等も問題ないと判断しております。

説明は以上です。

○議長　　ただいまの報告第５号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　　発言が無いようですので、以上で報告第５号は終わります。

○議長　　その他に何かございますか。

（意見なし）

○議長　　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第３回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午後３時３５分閉会】

会長　大腰好一

３番　恭谷章男

４番　葭葉孝男